

24

21年9月11日

號	229
淨書	
校合	
發送	

21.9.10 送

冊

課長 鹿

係長 服

年 月 日 回 答

仙台高等保險文庫長宛

度務課長

更負款より不備之りつらん

封付仙座第一六八号(三九七)

右以額者手小食のこゝ考(じち)かゝる在様學知

簡易保險局

新
い
た
い

(共筆四〇號) 十八、七 (東京四五)



1032
10-12
9

本書ニ關スル照復文書ニハ必ず本
書ノ記載番號及月日記載ヲ要ス

保恤麻第一六八二號

照會

昭和廿一年九月十日

仙臺簡易保險支局長

逓信省貯金保險局

麻務課長 殿

吏員缺員の不補充について

右に關し八月三日貯保麻第一二三號で御牒の次第もありましたか
この「一般吏員」の中には雑務手を含むものと解す可きかそれと
も含まないものと解す可きか示下さし
若し含むものとすれば現在當局では十三名の缺員があり且つ局舎も
數ヶ所に分散して居り何かと雑用多く現在員のみでは相當支障か
あるので弄當り最少限度五名の新機採用を認めて戴きたく折返し
御返事賜り度い。

簡易保險局

裏面白紙



本書ニ關スル照復文書ニハ必ず本
書ノ起原客院及月日記載ヲ要ス

簡易保險局

貯保麻第一二三號 依命浦麻 昭和廿一年 八月五日

麻務課長

各支局長 殿

更員缺員の不補充に就て

爾今何分の浦麻があるまで一般更員の缺員は之を補充しない一
應召従軍入營等の復員者又は應徴復歸者の受入は從來浦當然マな
S)ここに決定したから了知ありたい。
尙事請眞に己むを得ないと認められた場合の取扱に就ては其の
都度個々に當課宛手細具申せられたい。

裏面白紙